

営業秘密の保護・活用について

秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～

経済産業省 知的財産政策室
平成28年6月3日

目 次

1-1 情報流出の現状(主な事例)

1-2 情報漏えいの態様

1-3 営業秘密保護・活用に関する最近の動き

【参考】諸外国の状況

2 対策の全体像(技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議)

3-1 不正競争防止法改正(平成27年7月3日成立)

【参考】営業秘密保護法制に関する各国比較

3-2 (1) 転得者処罰及び国外犯処罰の範囲拡大

3-2 (2) 営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

3-2 (3) 未遂行為の処罰

3-3 罰則強化等による抑止力の向上

3-4 (1) 損害賠償等の容易化(推定規定)

3-4 (2) 除斥期間の延長

【参考】営業秘密侵害行為の類型(民事)

【参考】営業秘密侵害罪の類型①②

4 官民の連携の強化

【参考】営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)

【参考】営業秘密官民フォーラムの活動

5-1 「秘密情報の保護ハンドブック」の検討経緯

5-2 「秘密情報の保護ハンドブック」のポイント

【参考】「営業秘密」の概要(営業秘密の3要件)

5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策 ～漏えいルート毎の対応～

5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策 ～5つの「対策の目的」～

5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策 ～全体像～

【参考】秘密情報の漏えい対策の5つの目的 ～犯行の段階に応じた対策の選択～

5-4 「秘密情報の保護ハンドブック」旧指針からの内容の充実

【参考】ハンドブックの全体構成

【参考】漏えい対策の流れ(詳細)

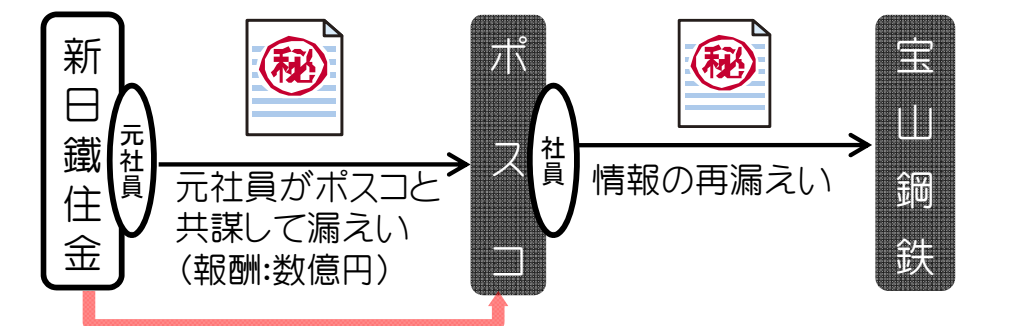
【参考】中小企業における秘密情報の管理の事例①～③

1-1 情報流出の現状(主な事例)

基幹技術など企業情報の漏えい事案が多発。サイバー空間での窃取、拡散など漏えい態様も多様化。
⇒ 抑止力向上と処罰範囲の整備が必要。

新日鐵住金 高額報酬(数億円)で外国ライバル企業へ漏えい → 約1000億円の賠償請求 (2012年提訴)

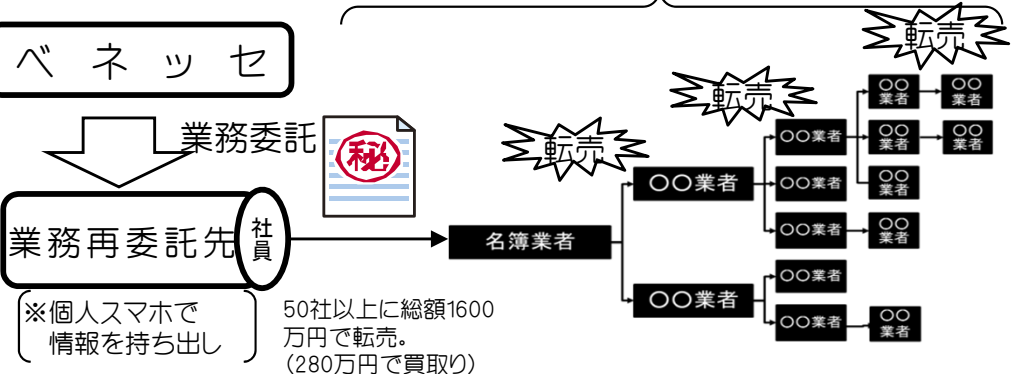
【漏えい】変圧器用の電磁鋼板※の製造プロセスおよび製造設備の設計図等
※注 20年以上の開発期間を要し、送配電ロスを大幅に軽減可能。



【現状】賠償請求・差止め請求 → 2015年9月30日に和解(300億円)
(米国、韓国の訴訟は取り下げ)

ベネッセ 業務委託先からの漏えい・転売 (2014年発生)

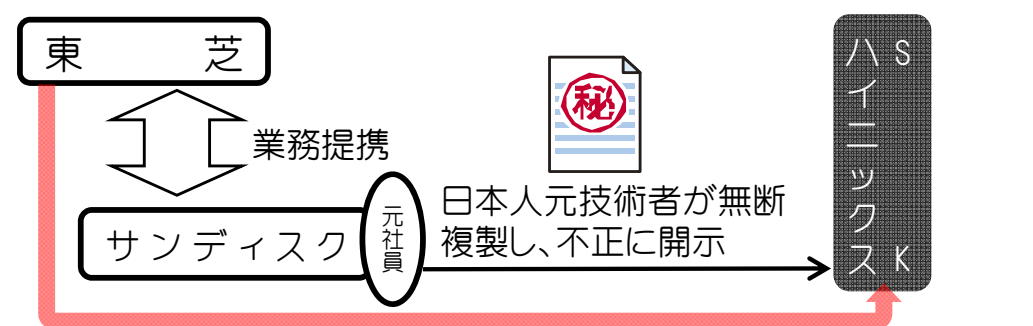
【漏えい】氏名・住所等の個人情報(約2億件)
約500社(6次取得者まで)に流出



【現状】刑事事件として公判中

東芝 提携先から外国ライバル企業へ漏えい (約330億円で和解) (2012年発生)

【漏えい】NAND型フラッシュメモリ※の仕様およびデータ保持に関する検査方法等
※注 携帯電話等の記憶媒体。小型化を巡り激しい国際競争。



【現状】・賠償請求(約1100億円) → 2014年12月に和解(約330億円)
・元社員の逮捕(懲役5年(実刑)、罰金300万円(2015年3月:東京地裁))

日本年金機構 サイバー攻撃による漏えい (2015年発生)

【漏えい】日本年金機構が保有する個人情報の一部(約125万件)



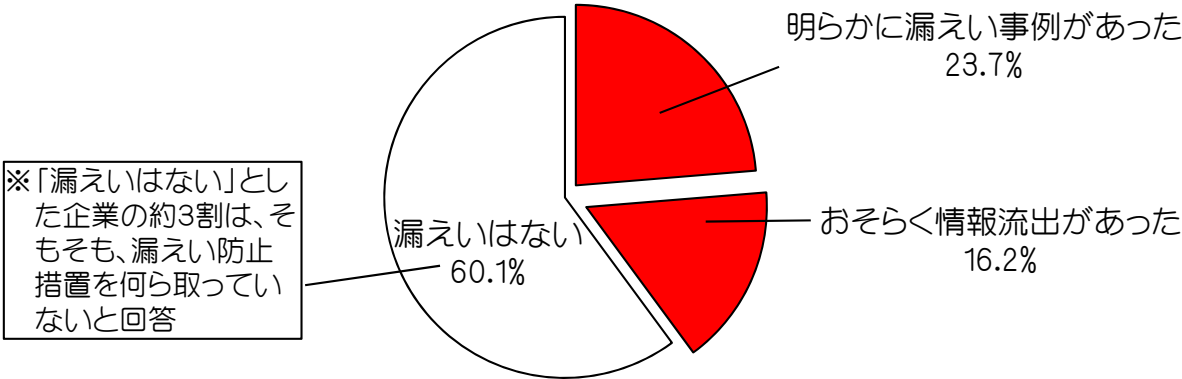
(出典) 4事例とも各種報道を基に経済産業省作成

1-2 情報漏えいの態様

漏えいのルートは内部社員による者が多数。近年、サイバー攻撃による漏えいも内外で急増する傾向。

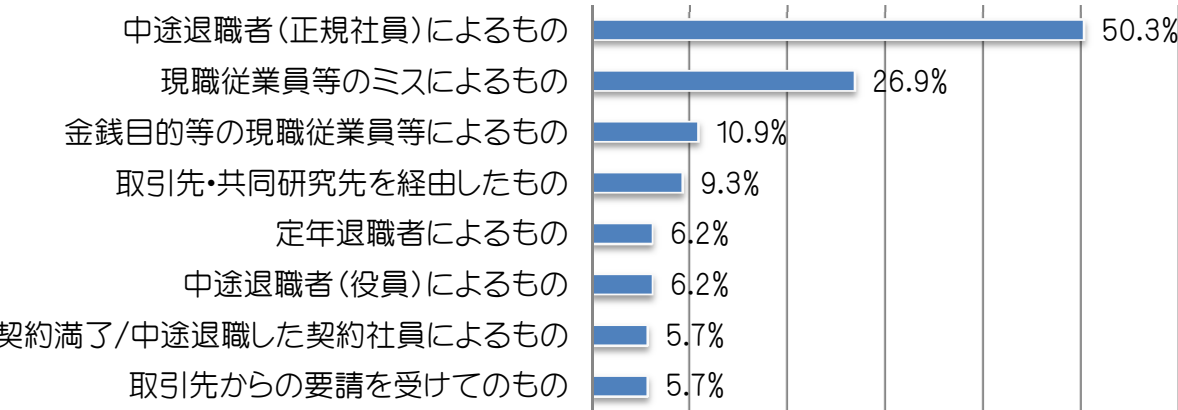
情報の漏えいの実態

少なくとも約4割の大企業(全企業で約14%)で情報漏えいの疑い(これも冰山の一角に過ぎない可能性)



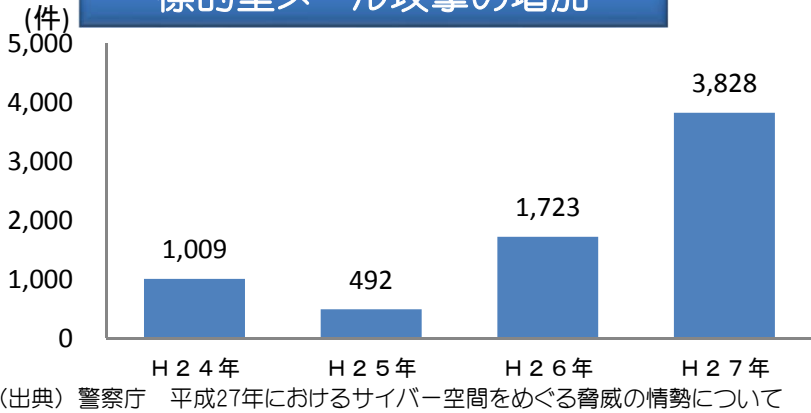
(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)

情報漏えいルート



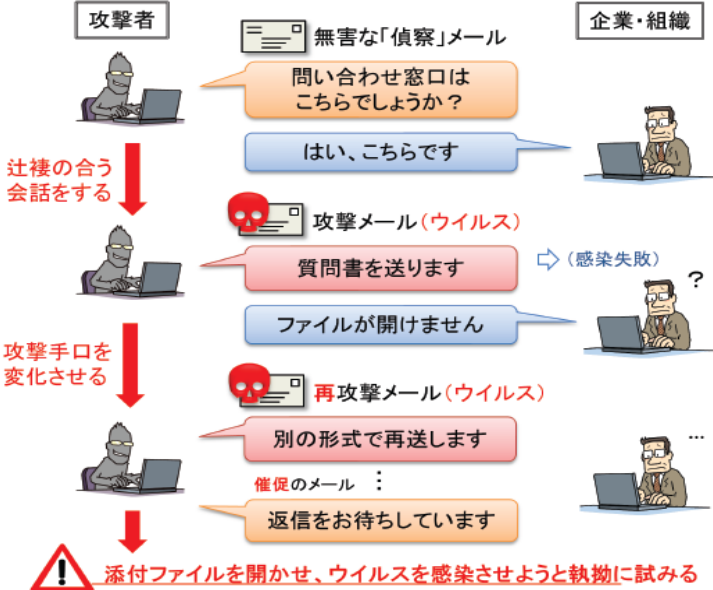
(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)

標的型メール攻撃の増加



巧妙化の例：やりとり型攻撃

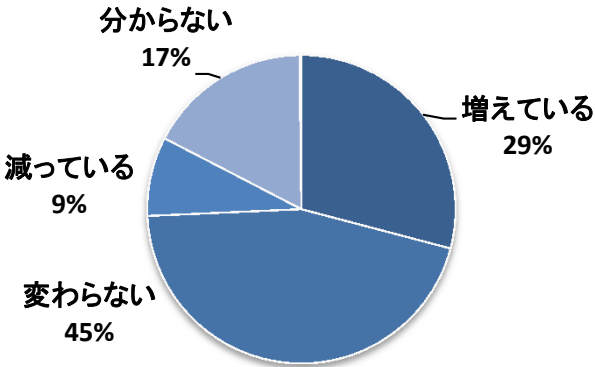
一般の問い合わせ等を装った無害な「偵察」メールの後、ウイルス付きのメールが送られてくるといふ、標的型サイバー攻撃の手口の一つ



(出典) IPA:組織外部向け窓口部門の方へ:「やり取り型」攻撃に対する注意喚起 ~ 国内5組織で再び攻撃を確認 ~

1-3 営業秘密保護・活用に関する最近の動き

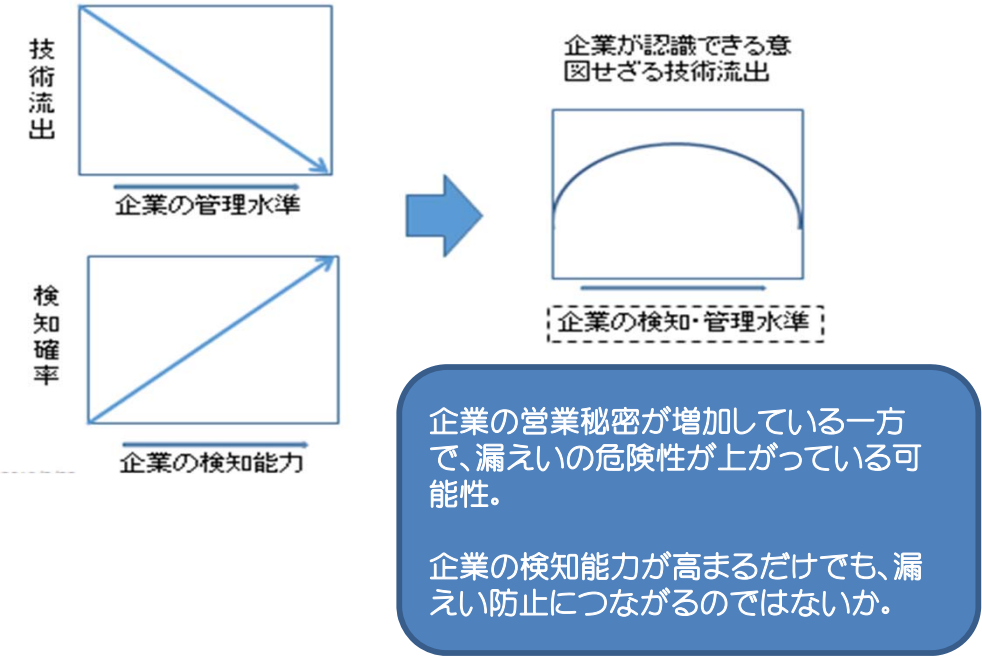
特許要件を満たす発明秘匿化の増加傾向



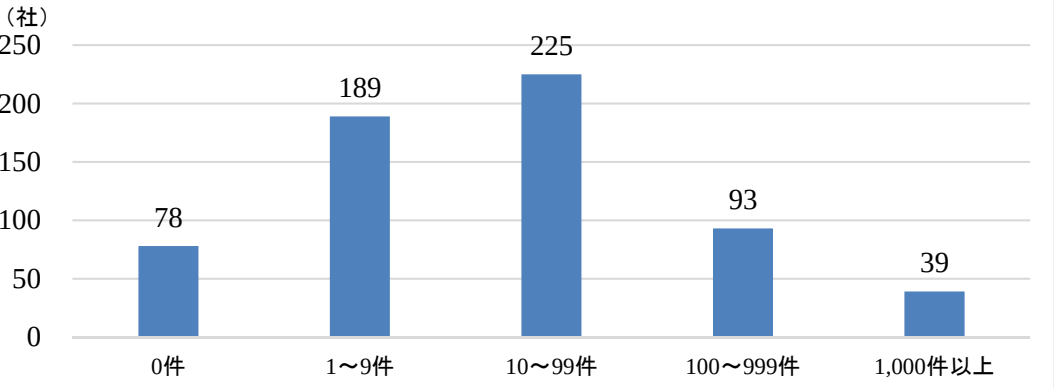
(出典)平成26年度経済産業省調査(営業秘密保護制度に関する調査研究)を元に作成

保有ノウハウ件数の実態・増加傾向(形式知化、人に化体)

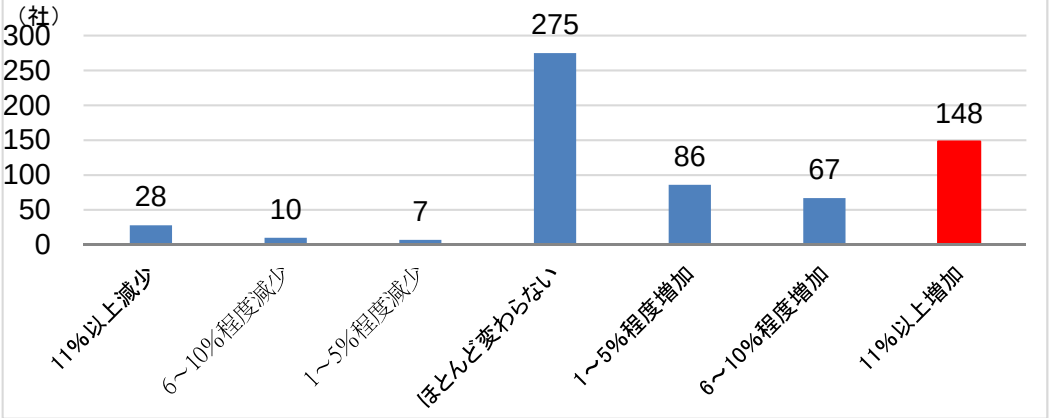
■顕在化している事件は氷山の一角か？(気がついていないだけ)
→営業秘密の管理と検知を分けて変数化して見掛けの技術流失への影響を見る



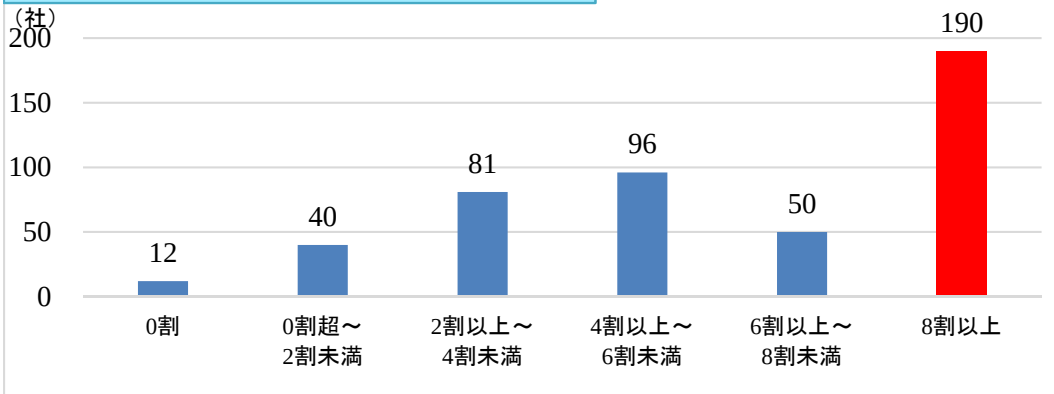
保有技術ノウハウ件数(形式知化)



技術ノウハウの増減(形式知化)



保有技術ノウハウの使用率(形式知化)

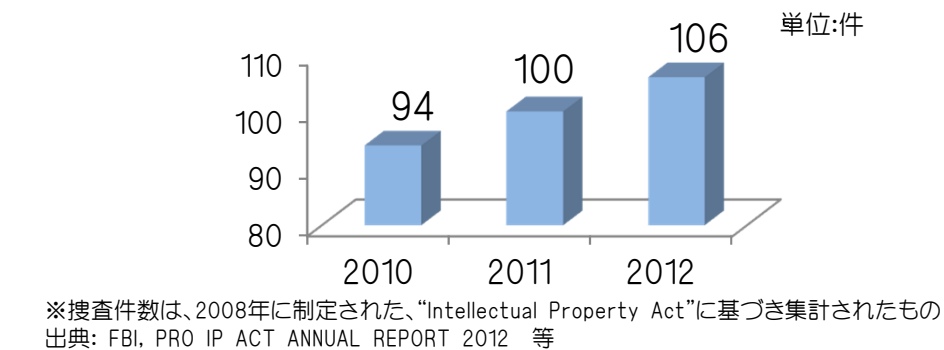


(出典)渡部俊也, RIETI「日本の製造業におけるノウハウ資産の把握と技術流出のインパクトに関する実証分析研究」資料, 2016

【参考】諸外国の状況

【米国】

FBIにおける営業秘密関連事案の進行調査件数

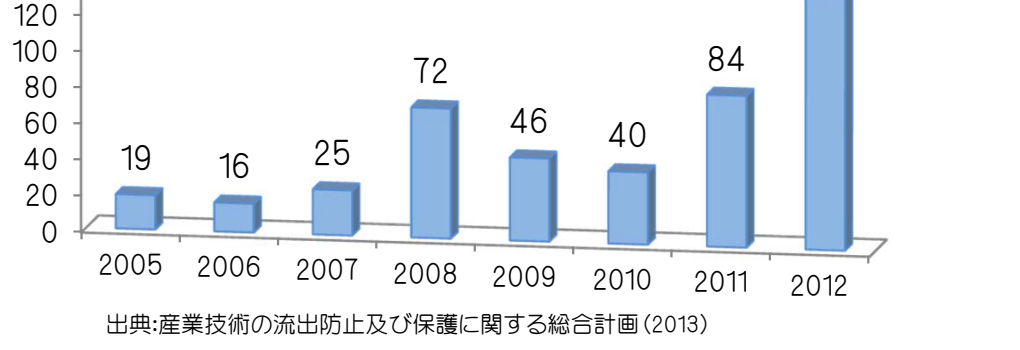


経済スパイ法による代表的な判決事例

問題となった時期 (摘発時期等)	漏えい企業 (漏えい情報)	流出先	刑罰
2005年	GM社 (ハイブリッド電気自動車の開発に関する文書)	ミレニアム・テクノロジー・インターナショナル社(中)	懲役3年、罰金2万5000ドル(1832条)
2006年	グッドイヤー社 (タイヤ組立て機械の設計)	ワイコ社(米)	自宅監禁4ヶ月、執行猶予4年、社会奉仕150時間(1832条)
2009年	ボーイング社 (スペースシャトルや戦闘機などの航空・軍事技術)	企業への流出なし 中国出身従業員(エンジニア)	懲役188ヶ月、保護観察3年(1831条及び1832条)
2011年	フォード社 (フォード社の車両に独特の詳細な性能要件に関する試験方法等が記載されたシステム設計仕様書:約4000点)	上海汽車工業社(中)	約6年の懲役、保護観察2年、罰金1万2500ドル(1832条)
2011年	モトローラ社 (第2世代携帯電話技術)	サン・カイセンス社(中)	懲役48ヶ月(1832条)
2012年	デュポン社 (二酸化チタンに関する営業秘密)	バンガン社(中)	15年の懲役刑、2780万ドルの違法収益の没収(1831条)

【韓国】

韓国警察庁による摘発件数



不正競争防止法及び営業秘密保護に関する法律による代表的な判決事例

摘発時期等	漏えい企業	流出先	漏えい情報
2004年	韓国企業A	台湾企業B	プラズマディスプレイパネルの技術情報
2007年	韓国企業F	中国企業G	自動車自動変速機技術
2008年	韓国企業H	オーストラリア企業I	亜鉛精錬工法の技術
2009年	韓国企業J	韓国企業K	真空乾燥装置及び度厄供給装置に関する技術
2009年	LG電子社	中国ベンチャー企業L	エアコン工場の配置図面
2010年	韓国企業M	中国企業N	両開き冷蔵庫の製造技術
2010年	韓国企業O	中国企業P	3D技術
2011年	韓国企業Q	韓国企業R	回路図、品質管理に関する資料
2011年	韓国企業S	中国企業T	医薬品原料製造技術
2012年	サムスン社	中国企業U	ディスプレイの技術情報
2012年	韓国企業V	中国企業W	船舶部品の設計技術
2013年	家電メーカー	中国企業X	ロボット掃除機に関する営業秘密

2 対策の全体像（技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議）

我が国企業の重要技術等の国内外への流出を断固として許さない社会を創出するため、「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」を昨年1月に開催し、「行動宣言」を発出（平成27年1月28日）。

行動宣言のポイント

- 企業独自の製造ノウハウ等（営業秘密）は競争力の源泉。
- その重要性は増大する一方で、窃取され、価値を喪失する懸念が深刻化（内外での流出事例の増加、手口の高度化）。

営業秘密侵害を断固として許さない社会を創出

1. 企業情報の防御（予防策の徹底）

- 技術の秘匿化、情報の電子化、外国人従業員の増加を含む雇用環境の変化が進む中で、必要な対策を講じる必要。
- 予防策の実施に当たっては、経営層自身のリーダーシップの下、全社的な対策が不可欠。
- 従業員を能力主義・成果主義に基づき適正に評価する人事制度の構築も重要。

- ＜政府・各団体の取組の宣言＞
- 各種団体による啓発活動の加速
 - 営業秘密管理指針の全部改訂、秘密情報の保護ハンドブックの策定
 - 営業秘密に関する相談窓口の設置
 - 中小企業等に対する普及・啓発
 - サイバー攻撃の手口情報の共有の促進

2. 情報漏えいへの断固とした対処（一罰百戒）

- 「有事」の際には、それを恥じることなく、行為者に対する厳正な措置が必要（民事、刑事）。
 - 政府は、抑止力向上のための制度整備、被害企業への相談対応、捜査力の充実強化を実施。
- ＜政府・各団体の取組の宣言＞
- 抑止力向上のための制度整備
 - 営業秘密に関する相談窓口の設置（再掲）
 - 深刻なサイバー攻撃被害への復旧支援の促進

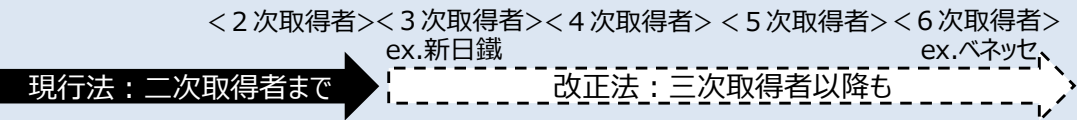
3. 攻撃手法の高度化への対応（官民連携）

- 手口の高度化・複雑化への対応のため、「営業秘密官民フォーラム」で最新手口や被害実態の情報共有を実施。
- ＜政府・各団体の取組の宣言＞
- 実務者による官民での緊密な情報交換の実施
 - 政府による情報収集・提供
 - 各団体の取組の推進

1 刑事上・民事上の保護範囲の拡大 (規制の隙間となっていた部分を規制対象とする)

営業秘密の転得者処罰範囲の拡大 ★

最初の不正開示者から開示を受けた者（2次取得者）以降の者から不正開示を受けた者（3次取得者以降の者）の不正使用・不正開示行為を処罰対象に追加。



未遂行為の処罰 ★

ITの高度化により、営業秘密が一旦不正取得されるとインターネットを通じて瞬時に拡散する危険性が高まったことを踏まえて、営業秘密の不正取得や不正開示等の未遂を処罰。

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制 ★ ☆

特許権侵害品と同様に、他人の営業秘密の不正使用により生産した製品の譲渡・輸出入等を禁止。（民事上の損害賠償請求と差止請求の対象とするとともに、刑事罰の対象にも追加）

国外犯処罰の範囲拡大 ★

不正取得行為を国外犯処罰の対象とすることにより、海外サーバー（クラウドなど）等に保管された営業秘密を海外において不正取得する行為を処罰対象とすることを明確化。

＜具体例＞	日本国内でのサイバー攻撃	海外でのサイバー攻撃
国内サーバー	○	○
海外サーバー	○	?→○

2 罰則の強化等による抑止力の向上

罰金刑の上限引上げ等 ★

営業秘密侵害罪を犯した個人及び法人に対する罰金刑の上限を引上げ（海外における不正使用など一定の場合には重罰化）。また、営業秘密侵害罪を非親告罪化。

任意的没収規定の導入 ★

営業秘密侵害罪により生じた犯罪収益を、裁判所の判断により没収することができる規定を導入。

3 民事救済の実効性の向上

損害賠償請求等の容易化（立証負担の軽減） ☆

一定の場合に、生産技術等の不正使用の事実について民事訴訟上の立証責任を転換。侵害者（被告）が「違法に取得した技術を使っていないこと」を立証。
※注 民訴法上は原告が立証することが原則。

除斥期間の延長 ☆

営業秘密の不正使用に対する差止請求の期間制限（除斥期間）を延長（10年→20年）。

【参考】営業秘密保護法制に関する各国比較

:改正後

			日本 (不正競争防止法)	米国 (経済スパイ法)	韓国 (不競法、産業技術流出防止法)	ドイツ (不正競争防止法)
刑事	処罰範囲	処罰対象行為	取得・使用・開示 (二次取得者まで) → 制限撤廃	取得・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)	取得・使用・開示 (制限なし)
		海外での行為の処罰	・日本企業の営業秘密の海外での使用・開示 → 海外での窃取行為(取得)の追加	・米国企業の営業秘密の海外での取得・開示	・韓国企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示	・ドイツ企業の営業秘密の海外での取得・使用・開示
		犯罪成立時期	既遂のみ → 未遂の追加	共謀・未遂 共謀者のうちの1人以上が目的達成のための何らかの行為をなす必要	陰謀・予備・未遂	共謀・未遂
	法定刑	自然人	10年、1000万円以下 → ・懲役:変更なし ・罰金:2000万円以下 海外重罰:3000万円 ・犯罪収益没収	10年、罰金の上限なし(※) ・外国政府・機関のための取得は、15年、500万ドル以下 ・犯罪収益没収 ※量刑ガイドライン上、25万ドル以下又は価値の2倍、のいずれか大きい額	5年、5000万ウォン(約500万円)以下 ・違反行為による利得額の10倍に相当する額が5000万ウォンを超える場合は、不当利益額の2～10倍以下。 ・国外使用目的の漏えい10年、1億ウォン(違反行為による利得額の10倍に相当する額が1億ウォンを超える場合は、不当利益額の2～10倍)以下	3年以下(罰金は上限なし) 以下の重大な事例は5年以下 ①職業上行う場合 ②開示の場合にはその秘密が外国で利用されるであろうことを知っていた場合 ③使用を自らが外国で行う場合
		法人	3億円以下 → ・5億円以下 海外重罰:10億円 ・犯罪収益没収	500万ドル(約5億円)以下 外国政府・機関が関与する場合は、1000万ドル又は価値の3倍以下	個人と同様	100万ユーロ(約1.3億円)以下
	犯罪収益の没収		制度なし → 創設(再掲)	○ (個人・法人とも)	×	○ (個人・法人とも)
	告訴の必要性		必要(親告罪) → 不要(非親告罪)	不要	不要	不要 〔特別の公共の利益がある場合〕
	営業秘密侵害物品の輸入禁止	制度なし → 創設	○	○	制度なし	
	立証責任／証拠収集	制度なし → 立証責任の転換	ディスカバリ	—	査察命令	

8

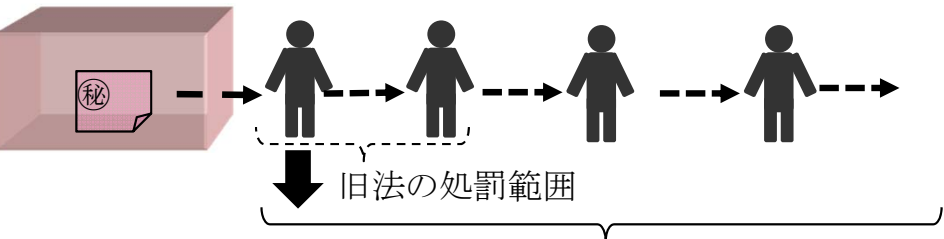
営業秘密の転得者処罰の範囲拡大

現 状

- 不正に取得・開示された営業秘密が、転々流通した場合であっても、旧法では、最初の不正開示者から開示を受けた者(2次取得者)の更なる不正開示・使用行為のみが刑罰の対象(第21条第1項第7号)。
- ※旧法においても、3次取得者以降の者の行為であっても、民事上の賠償請求や差止請求の対象にはなり得る。
- ITの高度化により、多くの情報が電子化。大容量のデータであっても持ち出しや共有が容易となり、不正漏えいした営業秘密が転々流通する危険性が著しく上昇。

改正の内容

<1次取得者><2次取得者><3次取得者><4次取得者>



不正開示された営業秘密であることを知って取得した場合、3次取得者以降の者の不正使用・開示も処罰の対象 (事情を知らない第三者が介在した以降も、不正開示がなされた営業秘密であることを知って取得した者は処罰の対象となる)

国外犯処罰の範囲拡大

現 状

- 営業秘密侵害罪の国外犯(※)については、不正使用行為及び不正開示行為のみが対象。
- 昨今のIT環境を踏まえると、クラウドなど物理的には海外のサーバにおいて管理されている営業秘密が、海外において不正取得されるケースが生じ得るが、旧法では、その行為が処罰対象となるか不明確。

※構成要件の一部をなす行為が国内で行われ、又は構成要件の一部をなす結果が国内で発生した場合は、国内犯とする。(大判明44.6.16)

改正の内容

	現行法	改正法
対象となる営業秘密	日本国内において管理されていた営業秘密	日本国内において事業を行う保有者の営業秘密
取得・領得	×	○
使用	○	○
開示	○	○
侵害品譲渡等		×

※国外犯の対象となる営業秘密を、「日本国内において事業を行う保有者の営業秘密」と改正することにより、クラウドのような海外サーバにおいて管理されている営業秘密も対象となることが明確化。

営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等の規制

現 状

- 生産方法等の営業秘密は、その使用の結果、なんらかの物(製品)が生ずる。旧法では、営業秘密の不正な使用により生じた物(営業秘密侵害品)を譲渡・輸出入等する行為は規制の対象としていなかった。

※旧法においても、営業秘密の不正使用に対する差止請求の一環として、不正使用行為により生じた物の廃棄等を請求することができ、その物の譲渡等の事実が損害賠償額に影響し得た。

- 経産省のアンケートによると「自社の営業秘密を使用して生産された物品の流通が疑われる事例がある」と回答した企業が約60%。

(出典) 平成26年度経産省「営業秘密保護のあり方に関するアンケート」(540社対象)

改正の内容

- 営業秘密侵害品の流通を規制することにより営業秘密侵害に対する抑止力を高めることを目的として、営業秘密侵害品の譲渡、引渡し、それらのための展示、輸出、輸入、電気通信回線を通じた提供を、民事措置の対象とするとともに、処罰の対象に追加。
- 不正使用した者以外で民事措置の対象となる者は、自身が譲り受けるときに、その物が営業秘密侵害品であることを知っているか、知らないことにつき重大な過失がある者だけに限定。

※刑事については「知っている」場合だけが処罰の対象(過失犯は不可罰)。

「重大な過失」の意味

- 「重大な過失」とは、取引慣行に照らし悪意と同視し得るほどの著しい注意義務違反がある場合。

＜重大な過失があると思われる事例＞

自社商品について、営業秘密の権利者と主張する者から、「営業秘密侵害品である」との警告状を受領したような場合において、その警告状に営業秘密の内容や侵害の状況などの具体的な内容が記載されているにもかかわらず、何ら調査等を行わないままに商品を販売する行為。

水際措置の導入

- 税関が迅速・適正に侵害の該否を判断できるような制度設計の下、税関における営業秘密侵害品の輸出入差止め(水際措置)を導入する改正関税法が成立(平成28年3月29日。同年6月1日施行)。

営業秘密侵害の未遂行為の処罰

現 状

- 旧法においては、営業秘密侵害の既遂(犯罪行為をして、その犯罪行為の結果が発生すること) のみが処罰の対象。
- ITの高度化等を背景として、営業秘密が一旦漏えいしてしまうと、インターネットを通じて瞬時に拡散してしまう危険性が上昇。また、秘密であることに価値がある営業秘密については、既遂に至らずとも法が介入する必要。

改正の内容

- 一部を除き(※)、営業秘密侵害罪(営業秘密の取得、使用、開示、営業秘密侵害品の譲渡等)の未遂行為を処罰の対象に追加。

※営業秘密を領得する行為(従業員など営業秘密を正当に示された者が、その営業秘密を不正に横領・複製等する行為)は、未遂処罰の対象外。これは、他の侵害行為に比べて未遂の段階と評価できる範囲が狭いと考えられることや、未遂処罰の導入により従業員の日々の業務活動に無用な萎縮効果が生じないよう細心の注意を払う必要があることといった事情を総合的に考慮したもの。

「未遂行為」の内容

- 未遂行為に該当する場合とは、営業秘密という保護法益の侵害に至る現実的危険性があると評価できる行為が行われたかどうかという点がポイント。

<未遂行為の具体例>

取得未遂

- 不正アクセス行為は確認されたが、証拠の隠滅等により営業秘密たる情報の持ち出しの事実を確認できなかった場合。
- 社内メールシステムの管理者の地位を利用し、社内幹部宛のメールが自動で自らにも転送されるようなプログラムを埋め込んでいたが、実際に営業秘密情報が転送される前に明るみに出た場合。

開示未遂

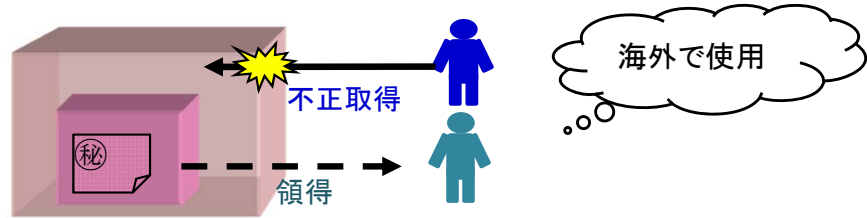
- 営業秘密を電話で売り込み、その後メールで営業秘密を不正に開示するべく、送信しようとしたが、メールソフトの不具合により転職先に到達しなかった場合。

営業秘密侵害罪の罰金刑の上限額引上げ

	改正前	改正後
個人 (第21条1項)	懲役: 10年以下 罰金: 1000万円以下	懲役: 変更無し 罰金: <u>2000万円以下</u>
法人両罰 (第22条1項)	罰金: 3億円	罰金: <u>5億円</u>
海外重罰 (第21条3項)	なし	海外使用の場合などに重罰 (罰金刑のみ) (個人: <u>3000万円</u> 、法人: <u>10億円</u>)

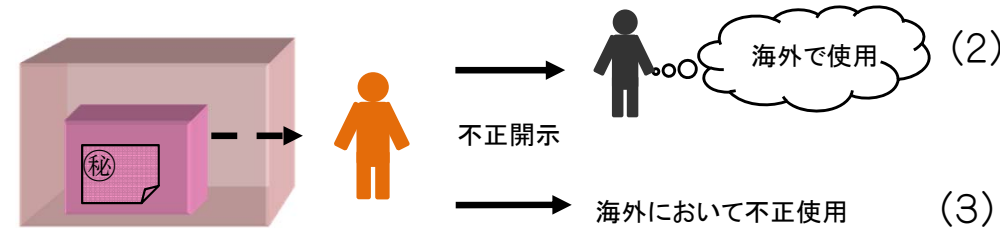
<海外重罰の3つのパターン>

(1) 日本国外で使用する目的で不正取得・領得する行為



(2) 日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って不正開示する行為

(3) 日本国外で不正使用する行為



犯罪収益の任意的没収規定の導入

- 営業秘密侵害により犯人が得る不正な収益も莫大なものとなるケースが存在。罰金刑を強化したとしても、それを遥かに上回る利得を犯人が得るとなると、有効な抑止力が働かなくなる。
→ 個人・法人から、営業秘密侵害行為によって得た収益を、上限なく没収することができる任意的没収規定を導入。

没収の対象となる財産の例

- 営業秘密を転職先に不正に持ち出した見返りとして得た財産 (犯罪行為の報酬として得た財産)
- 営業秘密を不正使用して生産した製品そのもの (犯罪行為により生じた財産)
- その製品を売却して得た売上げ全体 (犯罪行為により生じた財産の対価として得た財産)

<民事訴訟とのバランス>

裁判所は、民事訴訟の状況や犯人の資力などにかんがみ、必要と認める場合に限り、裁量的に没収 (任意的没収)。

営業秘密侵害罪の非親告罪化

- 営業秘密の公益的側面からの保護の必要性 (他社との営業秘密共有、顧客名簿など) や、平成23年改正による秘匿決定手続等の整備などを踏まえたもの。
※ 営業秘密侵害事件の円滑な立件のためには、秘密管理性など情報の管理実態の立証についての被害企業の協力が不可欠。

【基本構造】原告：①営業秘密である技術情報(製造ノウハウ等に限定)について <反証可能性の確保> } を立証 → 被告が当該技術の
②被告による違法な取得行為があったこと <使用可能性が高いとの経験則> 不使用を立証
③当該技術と関連する事業を実施していること <濫訴防止>

【経過措置】改正法施行後に違法な取得行為が行われた場合に限り適用。

1. 被告の違法な取得行為

原告が立証

A 不正取得行為 (法2条1項4号)

例) 侵入、不正アクセスなど不正手段による窃取

B Aの介在に悪意重過失の取得 (同5号)

例) 会社の機密文書を金庫から窃取した従業員から、その事情を知って当該文書を受け取る行為

C 不正開示行為の介在に悪意重過失の取得 (同8号)

例) 転職してきた社員に対し、転職前企業において業務上知り得た営業秘密を自社研究に取り入れることを指示

【射程外のケース】

× 正当取得後に不正取得・開示の介在につき悪意重過失となる場合 (同6, 9号)

例) 社員を採用し、独自ノウハウを自社に移転後、当該ノウハウが不正アクセスにより取得したものであること(又は転職前の企業のノウハウを守秘義務に反して漏洩したものであること)が判明。

× 業務上営業秘密を扱う者が不正使用・開示を行う場合 (同7号)

例) 元社員の退職後、自ら元勤務先の技術の不正使用

2. 被告による関連事業実施

<不正取得された技術>

物の生産方法

- (例1) 塗料の微量成分添加による劣化防止機能向上技術
- (例2) 普通自動車の燃料電池の耐久機能強化技術

<被告の利用が疑われる行為>

生産行為

当該技術が機能、コスト等で差別化要因に影響する製品の生産

- (例1) 被告が劣化防止機能の高い塗料を生産
- (例2) 被告が耐久機能の高いトラクター用の燃料電池を生産

【射程外の営業秘密】

× 特定の製品と関連性のない技術 (全製品の製造工場の室温測定方法)

× 営業上の情報 (顧客名簿、接客・販売マニュアル)

【射程外の行為】

× 不正取得された営業秘密を通常使用しない製品 (電磁鋼板の磁性に関する技術を窃取された場合の薬品製造)

× 不正取得された営業秘密を通常使用しない事業 (血液分析技術が窃取された場合の水質検査サービスの展開)

立証責任転換

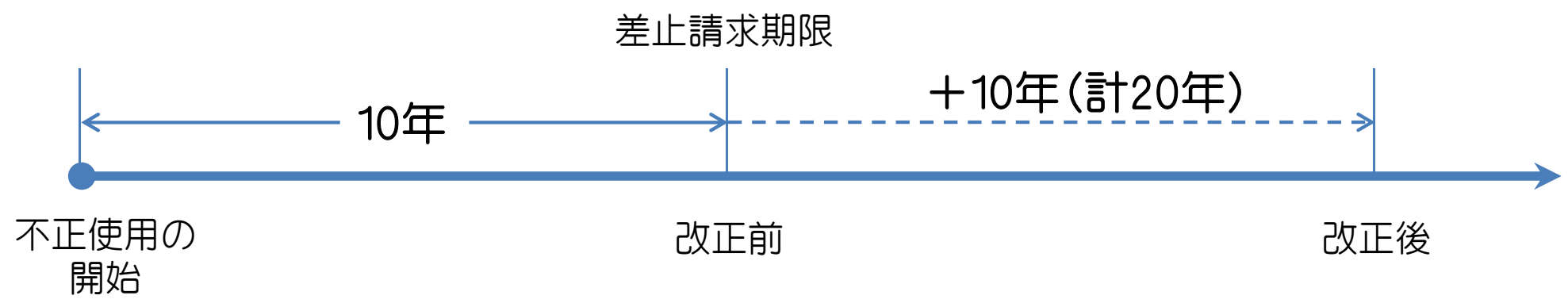
被告が立証

当該技術とは違う自社開発技術を使用しても同等の効果を達成できること

例) 製品におけるレアメタル使用量を半減可能な添加剤に関する原告営業秘密を窃取した場合

→ 原告とは異なる添加剤によってレアメタル使用が半減可能であり、当該添加剤を被告独自で利用していることを立証。

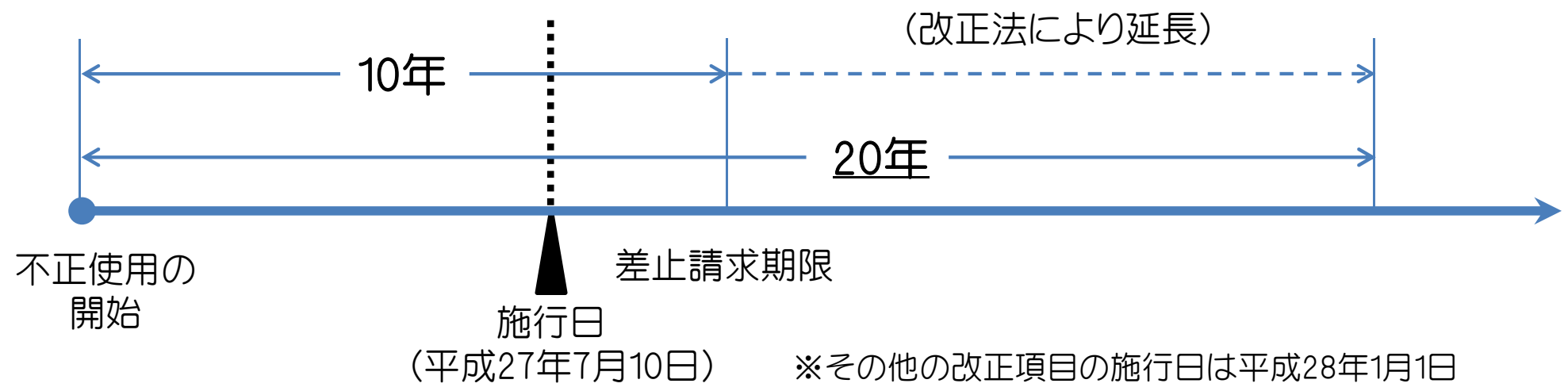
【改正の内容】(改正法第15条)



※注 消滅時効(侵害の事実および侵害者を知った後に差止めができる期間)は変更なし(3年)。
(参考)民法の不法行為に基づく損害賠償請求権＝除斥期間:20年、消滅時効:3年

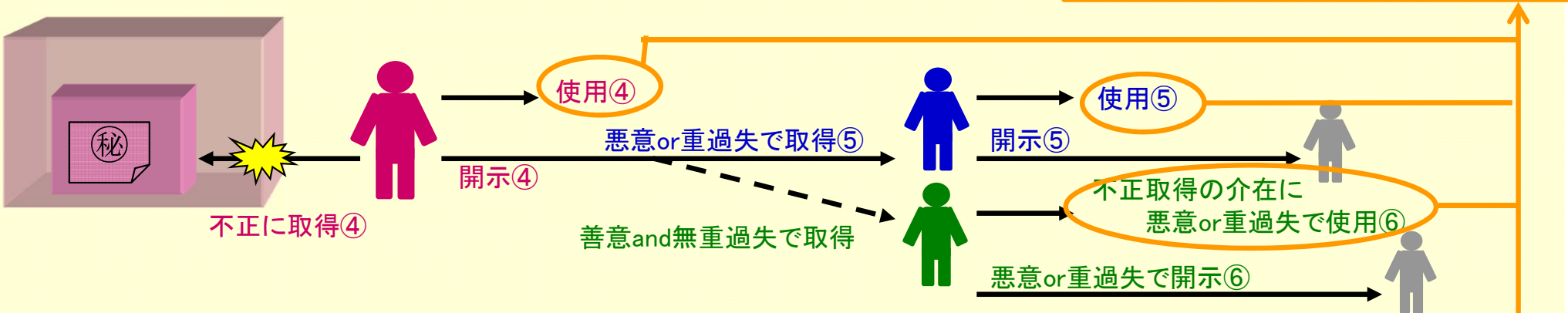
【経過措置】(附則第2条)

新法施行日時点において現行法下での除斥期間(10年)が経過していない場合は、改正後の規定(20年)を適用。



【参考】営業秘密侵害行為(民事)の類型

○不正取得の類型



○正当取得の類型



※○囲いの数字は、第2条第1項各号の該当号数

※悪意or重過失＝当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らない
※善意and無重過失＝当該行為があったことを、重大な過失なく知らない

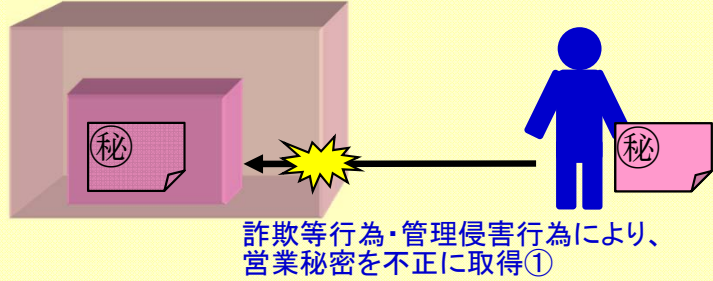
○適用除外

- ・④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない(取得後に悪意となった場合も含む)。(第19条第1項第6号)
- ・⑩については、時効の成立や除斥期間の経過により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。(同項第7号)

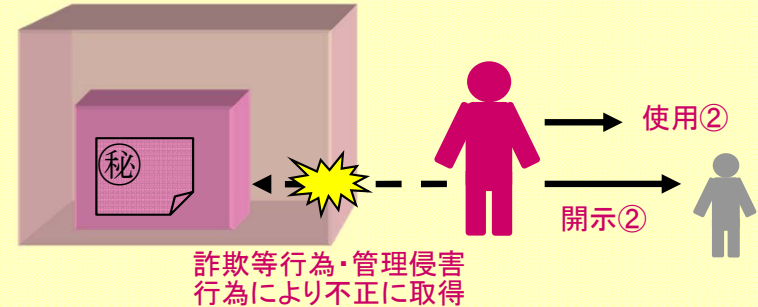
【参考】営業秘密侵害罪(刑事・改正法第21条第1項、第3項)の類型①

○不正な手段(詐欺・恐喝・不正アクセスなど)による取得のパターン

(1号)図利加害目的で、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、
営業秘密を不正に取得する行為

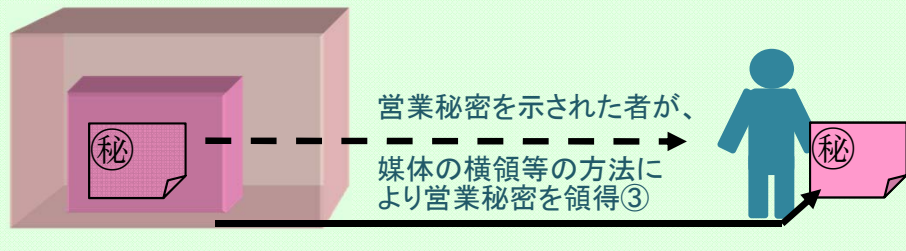


(2号)不正に取得した営業秘密を、図利加害目的で、使用又は開示する行為

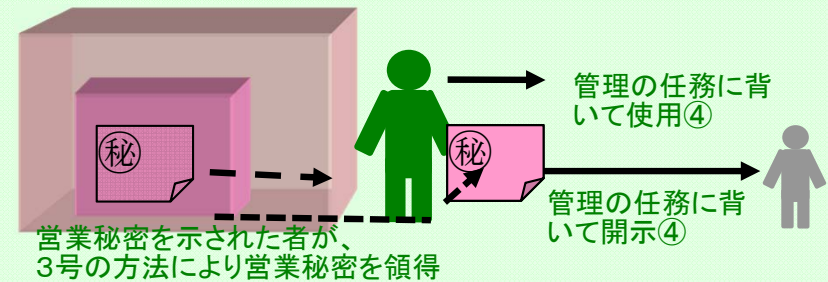


○正当に営業秘密が示された者による背信的行為のパターン

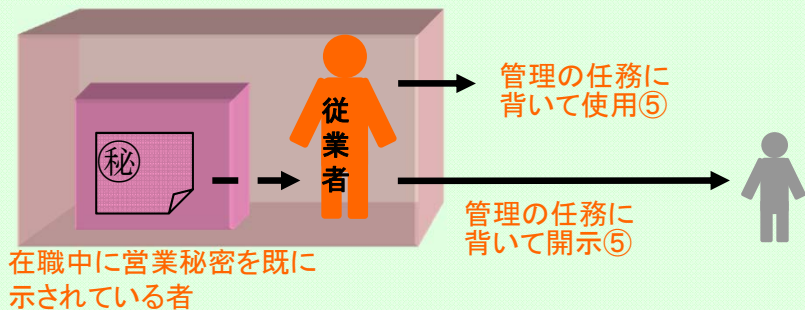
(3号)営業秘密を保有者から示された者が、図利加害目的で、その営業秘密の管理に
係る任務に背き、(イ)媒体等の横領、(ロ)複製の作成、(ハ)消去義務違反＋
仮装、のいずれかの方法により営業秘密を領得する行為



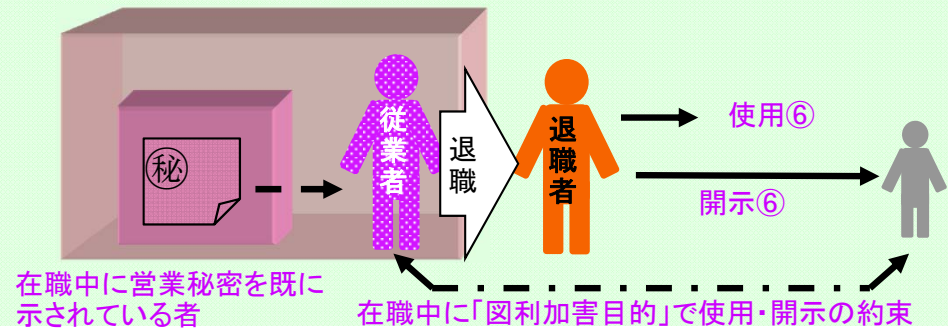
(4号)営業秘密を保有者から示された者が、第3号の方法によって領得した営業秘
密を、図利加害目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、使用又は開示す
る行為



(5号)営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、図利加害
目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は
開示する行為



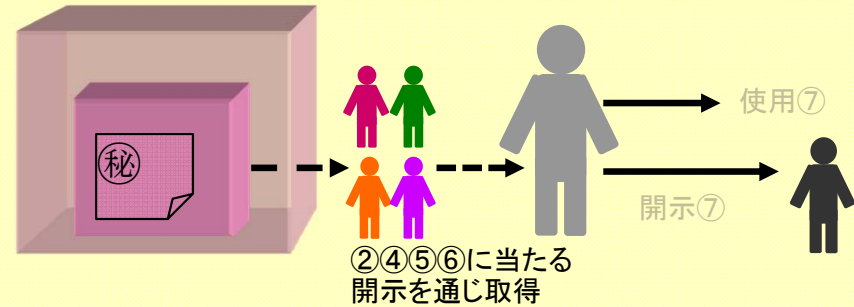
(6号)営業秘密を保有者から示された退職者が、図利加害目的で、在職中に、
その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の開示の申込みを
し、又はその営業秘密の使用若しくは開示について請託を受け、退職
後に使用又は開示する行為



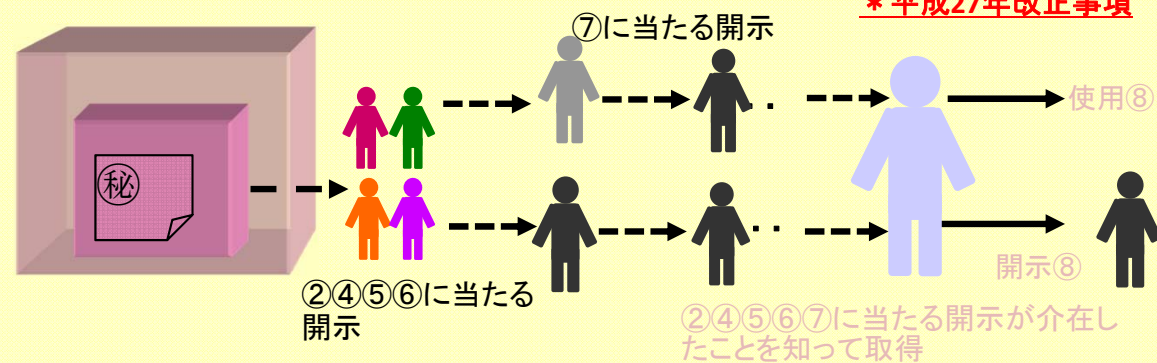
【参考】営業秘密侵害罪(刑事・改正法第21条第1項、第3項)の類型②

○転得者による使用・開示のパターン

(7号)図利加害目的で、②、④～⑥の罪に当たる開示(海外重罰の場合を含む)によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為
(2次的な転得者を対象)



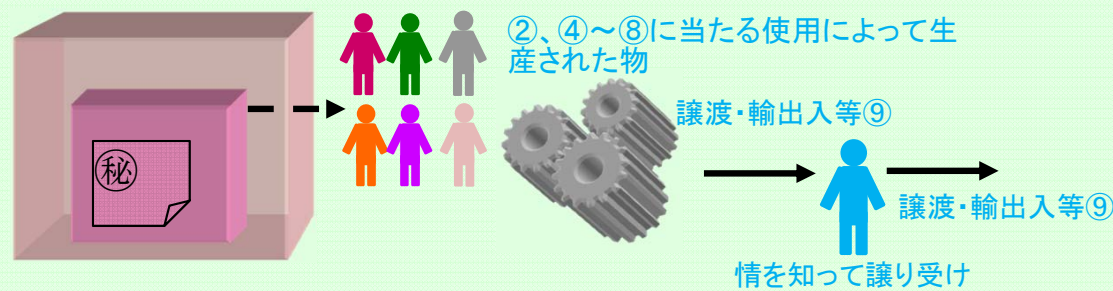
(8号)図利加害目的で、②、④～⑦の罪に当たる開示(海外重罰の場合を含む)が介在したことを知って営業秘密を取得し、それを使用又は開示する行為(3次以降の転得者をすべて対象)



○営業秘密侵害品の譲渡等のパターン

*** 平成27年改正事項**

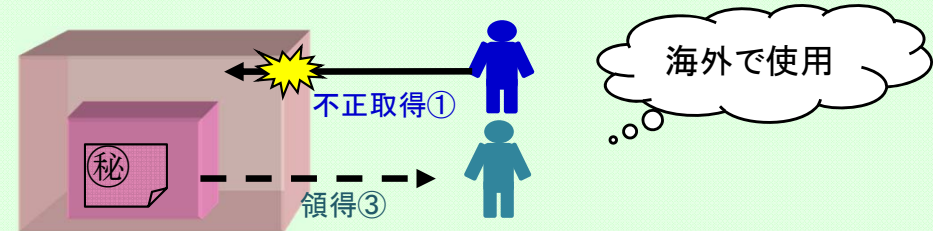
(9号)図利加害目的で、②、④～⑧の罪に当たる使用(海外重罰の場合を含む)によって生産された物を、譲渡・輸出入する行為



○海外重罰のパターン(21条3項)

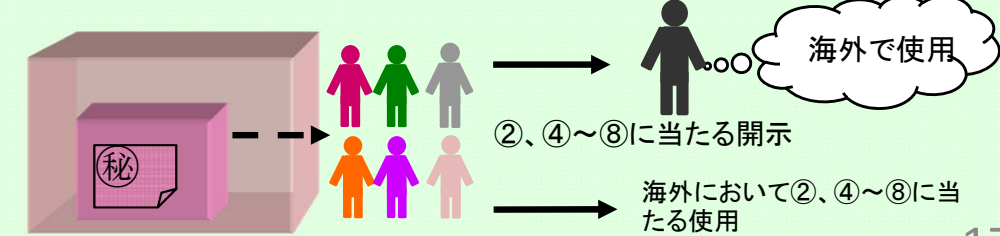
*** 平成27年改正事項**

(1号)日本国外で使用する目的での①又は③の行為



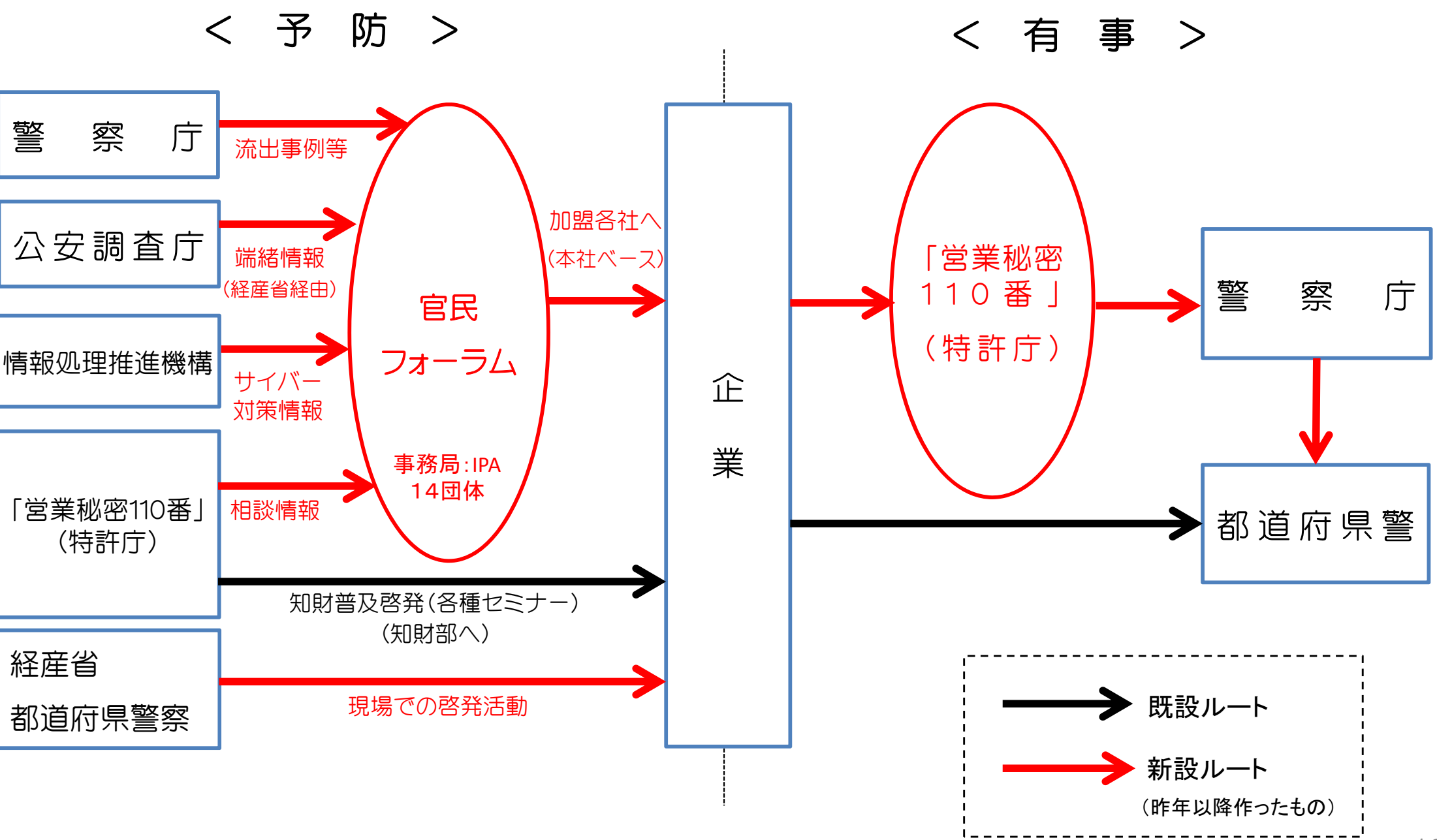
(2号)日本国外で使用する目的を持つ相手方に、それを知って②、④～⑧に当たる開示をする行為

(3号)日本国外で②、④～⑧に当たる使用をする行為



※第21条第1項第3号を除く全ての類型について、その未遂行為も処罰の対象(第21条第4項)

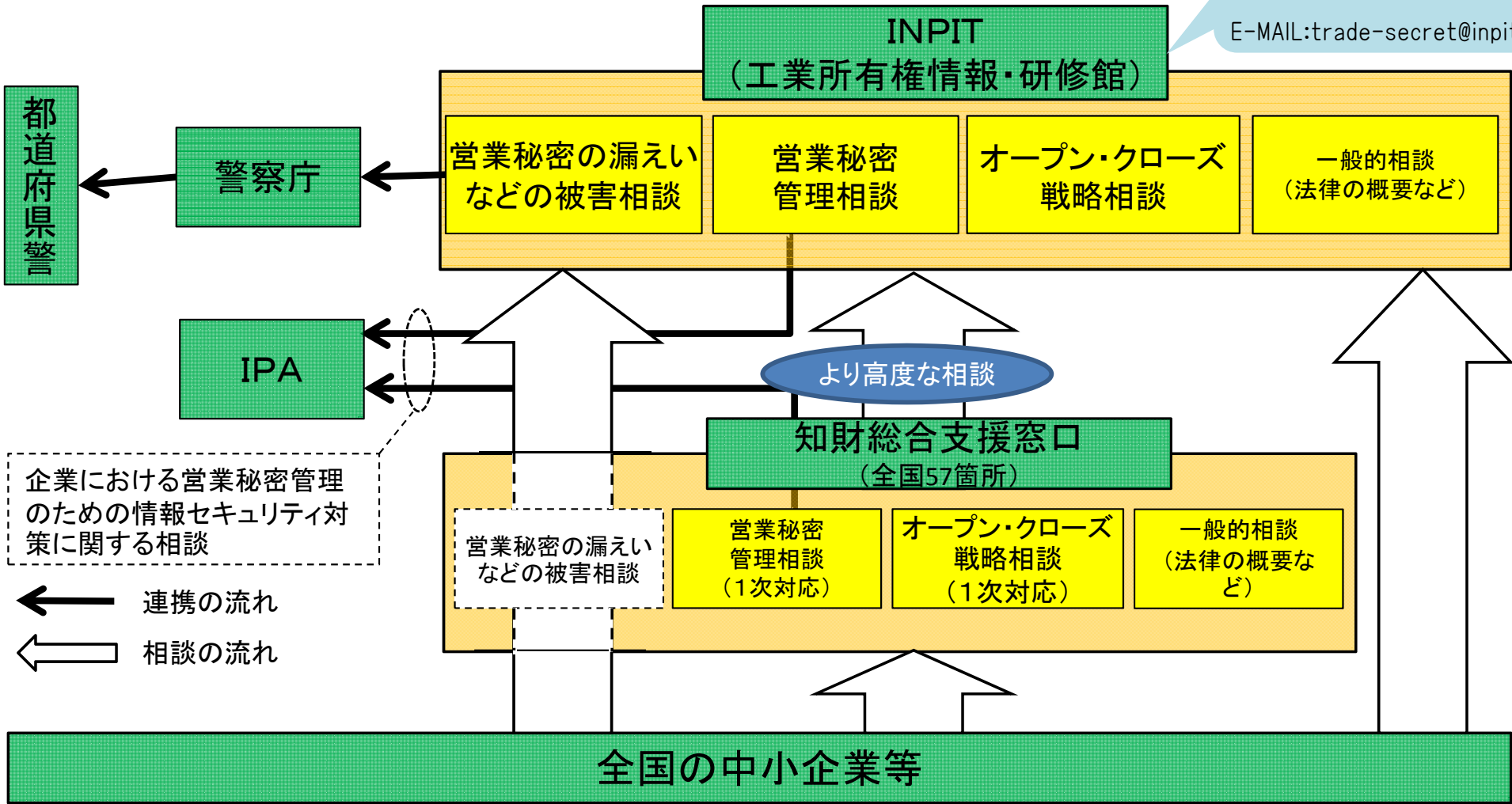
4 官民の連携の強化



(参考) 営業秘密・知財戦略相談窓口(営業秘密110番)

「オープン・クローズ戦略の推進」「営業秘密の保護強化」のため、中小企業等へのワンストップ支援を実現。
(平成27年2月2日開設)

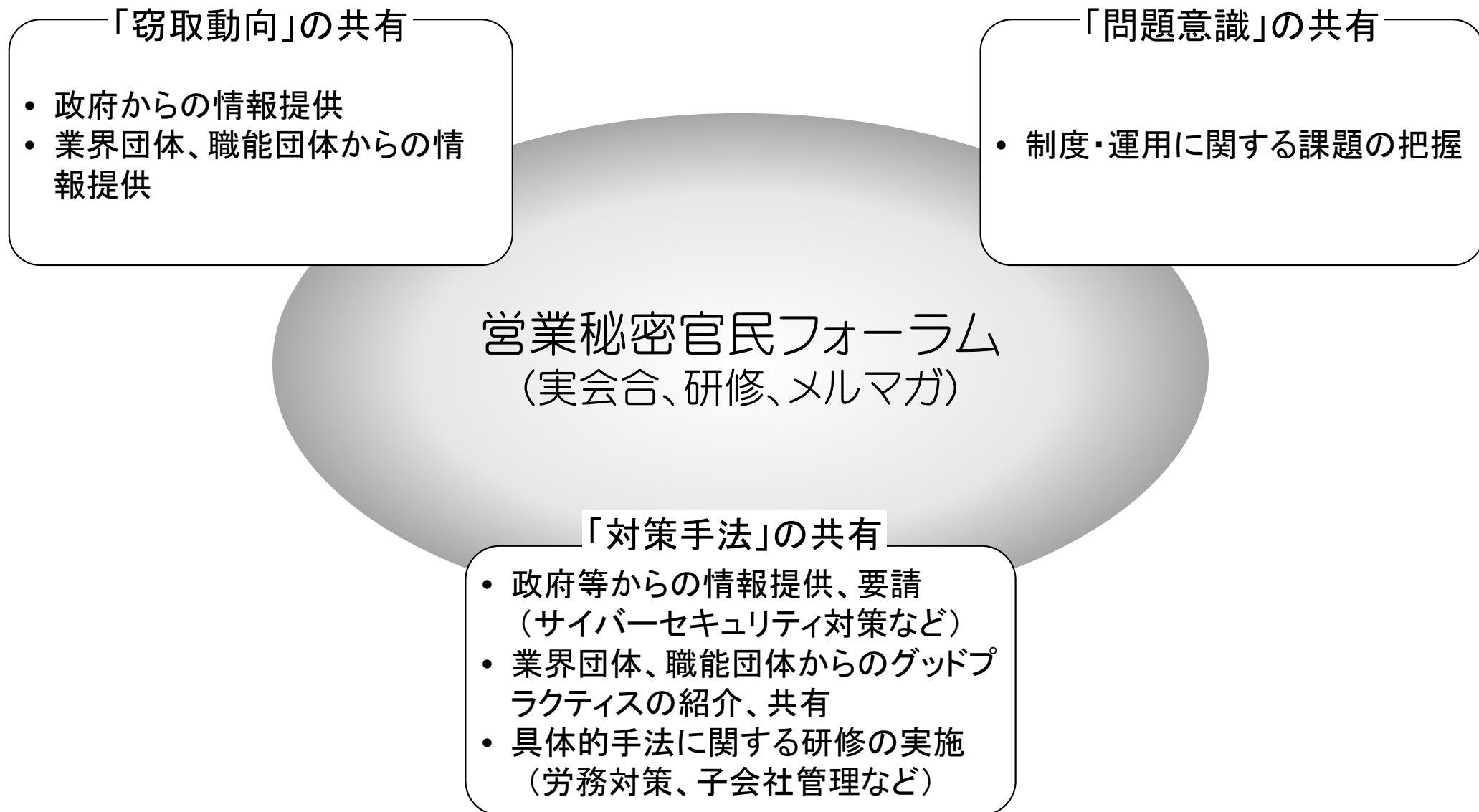
相談時間:平日AM9:00-PM5:45
電話番号:03-3581-1101(内線3844)
E-MAIL:trade-secret@inpit.jpo.go.jp



オープン・クローズ戦略相談:「特許化」「秘匿化」や、何をオープンにして、何をクローズするかについての相談
営業秘密管理相談: 情報セキュリティ等、営業秘密の管理手法・システムに関する相談
※相談の対応は、事案に応じて、企業OB、弁護士、弁理士等の専門家が行う
※営業秘密110番相談件数 : 284件(2015年2月(開設)~2016年3月25日まで)

(参考) 営業秘密官民フォーラムの活動

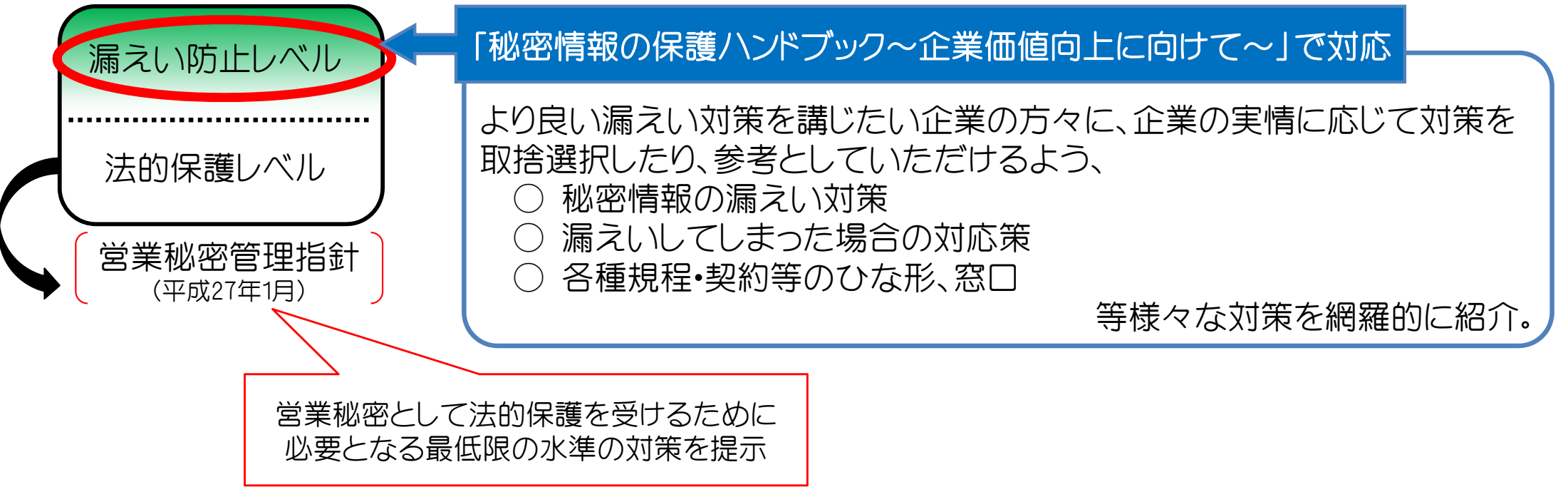
- 実務者レベルによる継続的な官民連携を通じ、情報漏えい対策の高度化を推進。
- 業界団体、職能団体を経由して「窃取動向」「対策手法」「問題意識」の共有を図る。
- 平成27年7月7日、第1回営業秘密官民フォーラムを開催。今後、年1-2回のペースで開催予定。



5-1 「秘密情報の保護ハンドブック」の検討経緯

営業秘密の漏えい防止対策、漏えい時に推奨される高度な対策を含めた包括的対策を示す「営業秘密保護マニュアル（仮称）」を策定する。

知的財産推進計画2015 (H27.6.19)



(検討経緯)

平成27年 1月	『営業秘密管理指針』全部改訂
7月	改正不正競争防止法成立（平成28年1月1日施行）
9月	「企業の機密情報の管理手法等に係るマニュアルの策定に向けた研究会」立上げ
12月	産構審「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」開催 パブリックコメントを実施
平成28年 2月	『秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～』策定・公表 http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html#handbook



営業秘密管理指針との役割分担

「営業秘密管理指針」 → 不正競争防止法の「営業秘密」として、差止め等の法的保護を受けるために必要となる、法律が求める最低限の水準の対策を示すもの。

「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」

→ 情報漏えい対策として有効と考えられる対策や漏えい時に推奨される包括的対策等をできる限り収集して包括的に紹介するもの。



漏えいルート毎の対応

①従業員等、②退職者等、③取引先、④外部者 毎に対策が必要。



企業の拠り所となる考え方の紹介

- 「管理」と「有効利用」のバランス
- 犯罪学の知見



旧指針からの内容の充実

- 他社からの訴えに対する備え
- 有事における対応

(参考)「営業秘密」の概要(営業秘密の3要件)

【不競法第2条第6項】この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、公然と知られていないものをいう。

技術やノウハウ等の情報が「営業秘密」として不競法で保護されるためには、以下の3要件を全て満たすことが必要です。

➤ 秘密として管理されていること(秘密管理性)

営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、
当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要があります。



➤ 有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性)

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくてもかまいません。

- 設計図、製法、製造ノウハウ
- 顧客名簿、仕入先リスト
- 販売マニュアル

- × 有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。

➤ 公然と知られていないこと(非公知性)

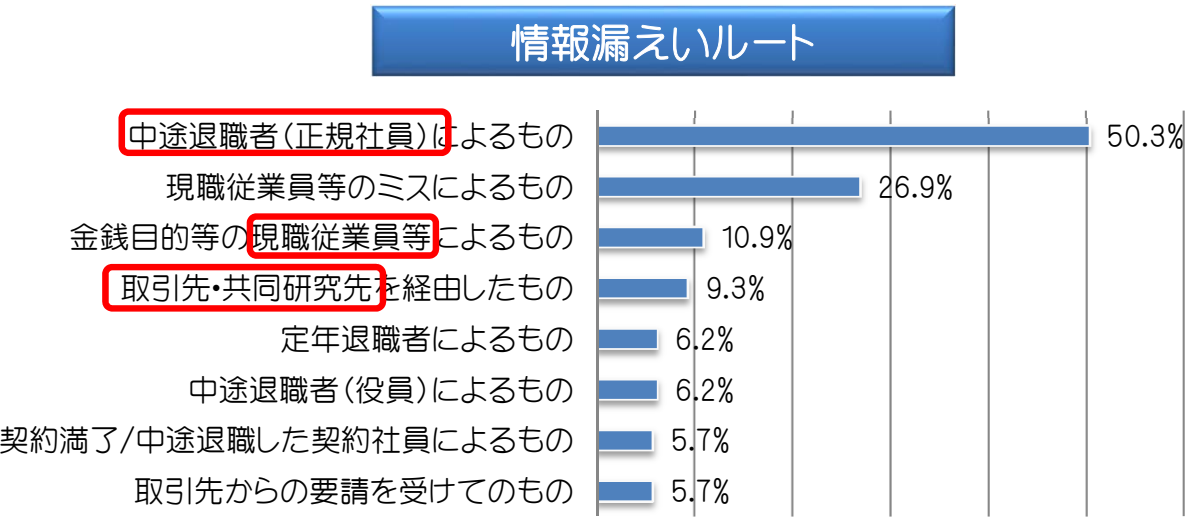
保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

- 第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

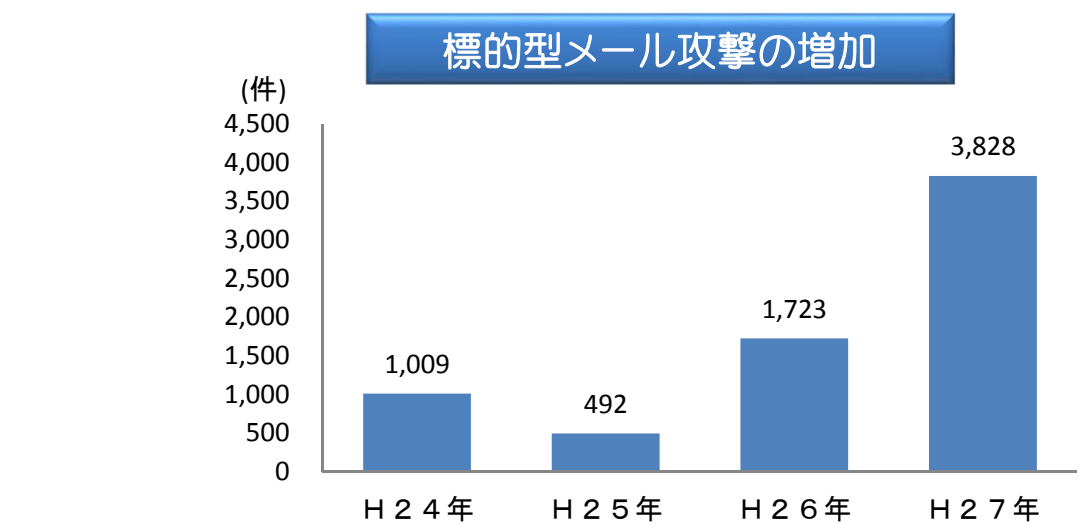
- × 刊行物等に記載された情報
- × 特許として公開

5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策 ～漏えいルート毎の対応～

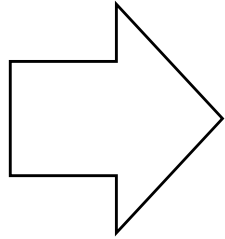
情報漏えいは、従業員、退職者、取引先、外部攻撃など、様々な経路によるものがあり、それぞれに応じた対策をとることが重要。



(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)



(出典) 警察庁 平成27年上半期のサイバー空間をめぐる脅威の情勢について



「秘密情報の保護ハンドブック」では、

- ①従業員等
- ②退職者等
- ③取引先
- ④外部者

それぞれの対象毎に具体的対策を紹介。

5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策 ～5つの「対策の目的」～

漏えい要因を考慮した5つの「対策の目的」を設定。
各社の状況に応じ、ルートごと、目的ごとにムリ・ムダ・ムラのない形で対策を取捨選択。

物理的・技術的な防御

①秘密情報に「近寄り にくくする」ための対策 【接近の制御】

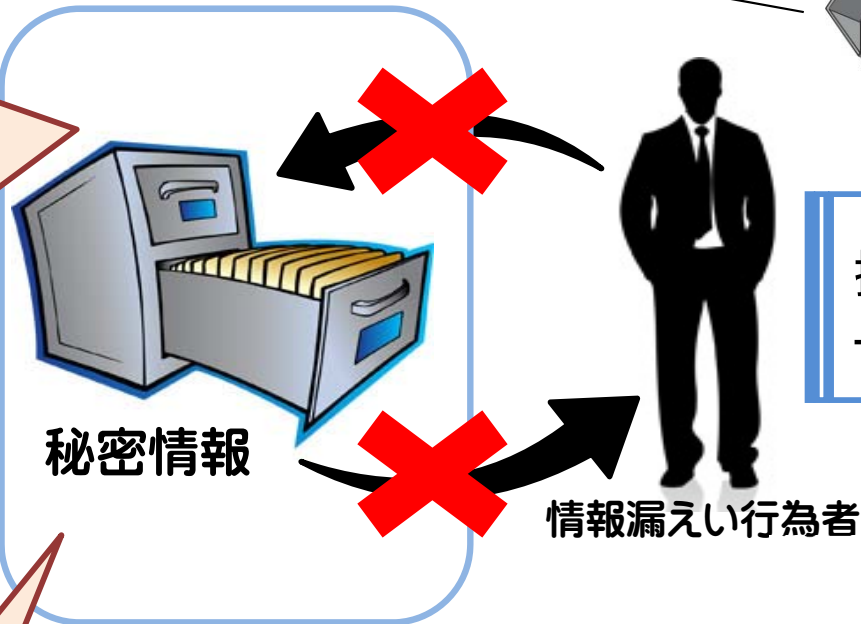
(具体例)

- ・アクセス権の限定
- ・秘密情報を保存したPCはインターネットにつながらない

②秘密情報の「持出し を困難にする」ための 対策 【持出し困難化】

(具体例)

- ・私物USBメモリ等の利用・持込み禁止



心理的な抑止

③漏えいが「見付き やすい」環境づくりのた めの対策 【視認性の確保】

(具体例)

- ・レイアウトの工夫
- ・防犯カメラの設置

④「秘密情報と思わ なかった」という事態 を招かないための対策 【秘密情報に対する 認識向上】

(具体例)

- ・マル秘表示
- ・ルールの方策定・周知

⑤社員のやる気を高めるための対策 【信頼関係の維持・向上等】

(具体例)

- ・ワークライフバランス
- ・社内コミュニケーション



5-3 「秘密情報の保護ハンドブック」情報漏えい対策～全体像～

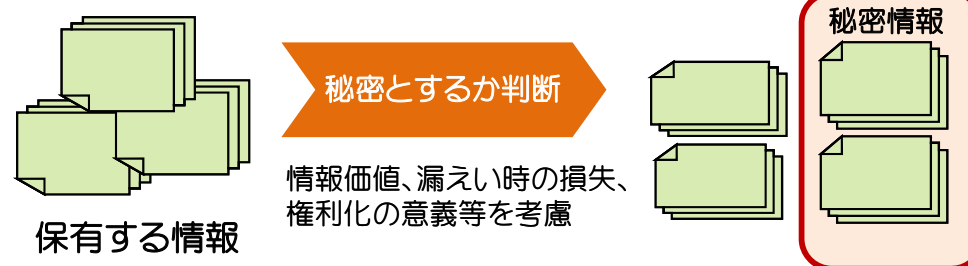
A. 保有する情報の洗い出し

B. 秘密とする情報の決定

C. 情報に応じた対策の選択と決定

< A.B. 保有する情報の洗い出しと秘密情報の決定 >

自社が保有する情報を把握した上で、その情報の性質等を踏まえつつ秘密とする情報を決定



< C. 対策の具体例 >

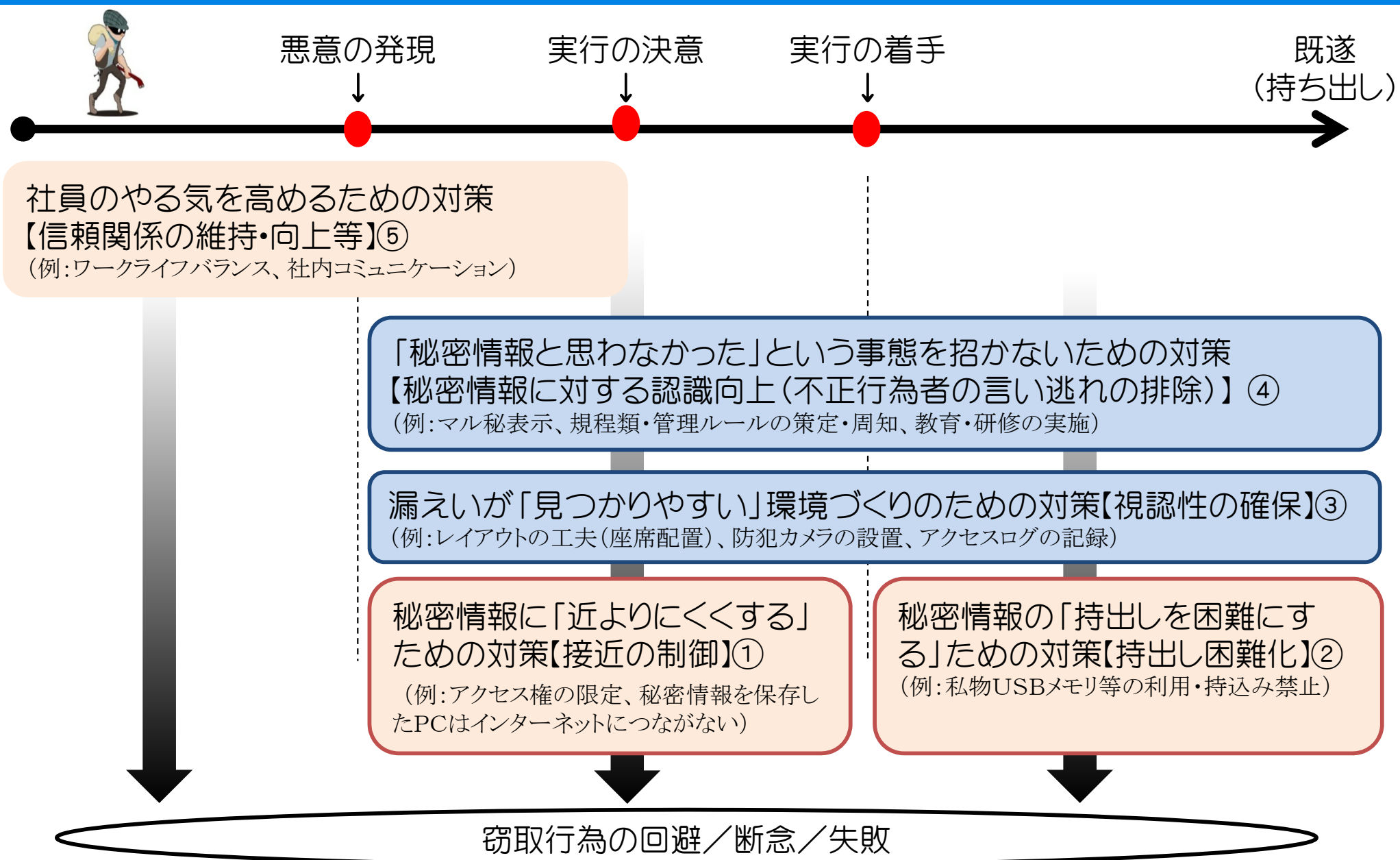
- ① 秘密情報に「近寄りにくくする」ための対策 【接近の制御】
(アクセス権の設定、秘密情報を保存したPCを不必要にネットに繋がらない、構内ルートの制限、施錠管理、フォルダ分離、ペーパーレス化、ファイアウォールの導入 等)
- ② 秘密情報の「持出しを困難にする」ための対策 【持出し困難化】
(私用USBメモリの利用・持込み禁止、会議資料等の回収、電子データの暗号化、外部へのアップロード制限 等)
- ③ 漏えいが「見つかりやすい」環境づくりのための対策 【視認性の確保】
(座席配置・レイアウトの工夫、防犯カメラの設置、職場の整理整頓、関係者以外立入禁止看板（窓口明確化）、PCログの記録、作業の記録（録画等） 等)
- ④ 「秘密情報と思わなかった」という事態を招かないための対策 【秘密情報に対する認識向上】
(マル秘表示、ルール策定・周知、秘密保持契約の締結、無断持出禁止の張り紙、研修の実施 等)
- ⑤ 社員のやる気を高めるための対策 【信頼関係の維持・向上等】
(ワーク・ライフ・バランスの推進、コミュニケーションの促進、社内表彰、漏えい事例の周知 等)

Y. 他社の情報も保護

Z. もしも情報漏えいが発生したら

X. 秘密情報の管理を実効的なものとするための社内体制の構築

(参考) 秘密情報の漏えい対策の5つの目的～犯行の段階に応じた対策の選択～



【対策の取捨選択の考え方】

- ・アクセス可能な者が多数に設定されている場合には、「視認性の確保」や「持出し困難化」が対策の中心。
- ・従業員の多様化の程度が大きいほど、「信頼関係の維持・向上等」の対策の困難度が増す。 など

Y. 他社の情報も保護（訴えられないために）

- 紛争を未然に防止するとともに、意図せずに紛争に巻き込まれてしまった場合への備えを紹介。こうした取組は、他社からの信頼向上、多様な人材の獲得にもつながる。

自社情報の独自性の立証

他社から秘密情報の侵害を理由に訴訟を提起された場合には、それが自社の独自情報であることを客観的に立証できるよう、日頃から備えておくことが重要。
(例：経緯書類の保存)

他社の秘密情報の侵害の防止

- | | |
|---|-----------------------------------|
| (1) 転職者の受入れ
(例：転職者の前職での契約関係確認) | (2) 共同・受託研究開発
(例：他社の秘密情報の分離保管) |
| (3) 取引の中での秘密情報の授受
(例：サンプル等の受領時の書面確認) | (4) 秘密情報の売込み
(例：情報の出所の誓約書での確認) |

営業秘密侵害品に係る紛争の未然防止

疑わしい状況が生じている場合に相当の注意を払ったということが証明できる程度の対策が必要。

Z. もしも情報漏えいが発生したら

- 情報管理を徹底しても、情報漏えいを完全に防ぎ切ることには困難。
- 万が一情報漏えいが発生した場合に迅速に対応できるよう、その手順を紹介。

兆候の把握及びその確認

- (1) 漏えいにつながる兆候の把握
- (2) 漏えいの疑いの確認

初動対応

- (1) 社内調査・状況の正確な把握・原因究明
- (2) 被害の検証
- (3) 初動対応の観点
- (4) 対策チームの設置等

責任追及

- (1) 刑事的措置 (2) 民事的措置 (3) 社内処分

証拠の保全・収集

X. 秘密情報の管理を実効的なものとするための社内体制の構築

経営層の関与

経営層が関与して秘密情報の管理のリーダーシップを取るとともに、その実施状況をフォローアップ。(例：全社員での実施状況確認、部署横断的な会議体の設置)

各部門の役割分担

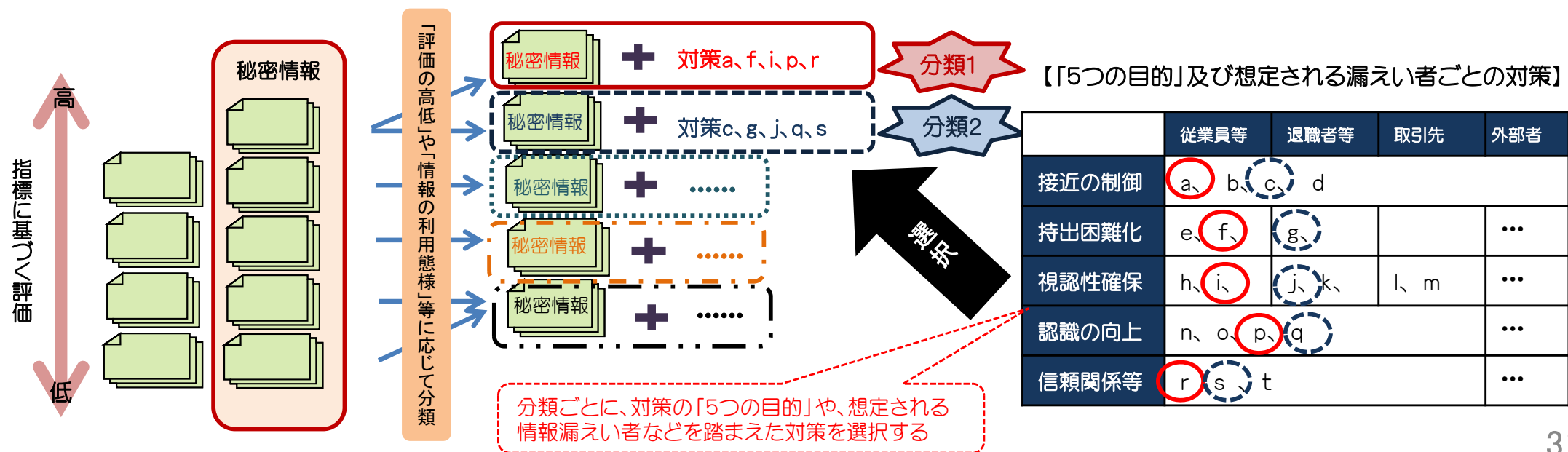
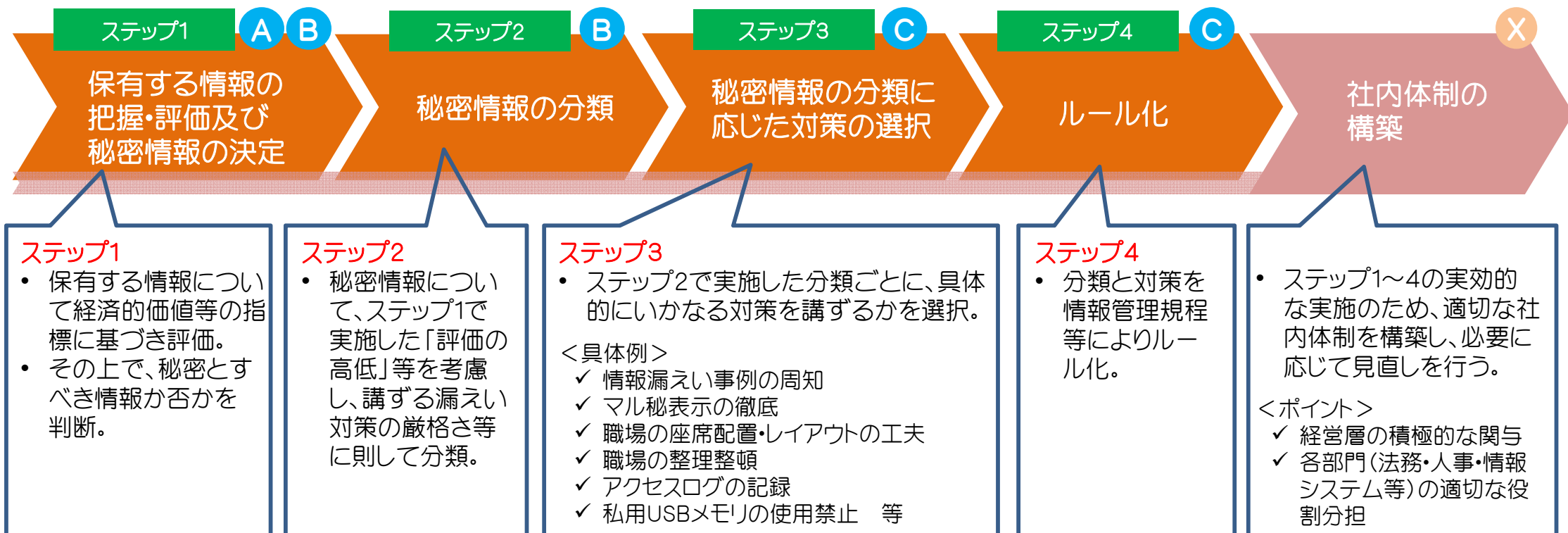
各部門の役割分担を決定する際の参考となる例を提示。

参考資料

(参考) ハンドブックの全体構成

1章	・ 目的及び全体構成	
2章	・ 保有する情報の把握・評価、秘密情報の決定	A B
3章	・ 秘密情報の分類、情報漏えい対策の選択及びそのルール化	C
4章	・ 秘密情報の管理に係る社内体制のあり方	X
5章	・ 他社の秘密情報に係る紛争への備え	Y
6章	・ 漏えい事案への対応	Z
参考資料	・ 各種契約書・規程等の参考例、各種相談窓口等の連絡先、営業秘密侵害罪にかかる刑事訴訟手続、競業避止義務契約の有効性について 等を掲載	

(参考) 漏えい対策の流れ(詳細)



自社ノウハウは財産。他社の情報の管理も徹底し取引先からの信頼も向上

概要

高精度設備とIT化による最先端プレス技術で、金属の難加工形状品や微細加工品を提供。20年以上前に、取引先に、金型を作るノウハウである「工程サンプル」の提示を求められ、泣く泣く渡したところ、取引が打ち切られた経験（取引先はアジアの金型メーカーに情報を渡し、安く作らせたと推測）を踏まえ、自社・他社の情報の管理の徹底を図り、取引先に対しても、その方針を示した。こうした取組により、取引先から信頼され、事業にも好影響が出ている。

具体策

○「接近の制御」に資する対策【 C. ① 】

- 工場の入口は内部からのみ解錠可能な扉
- 取引先の部品・金型も、第三者に特別に入室を許可する場合、当事者以外の部品等は目に触れないよう、覆いを掛けて目隠し管理（他社の情報もしっかり管理）
- 図面等の重要データはインターネットに繋がっていないPCで管理
- 「自社のノウハウ（図面・工程サンプル）は、財産であり、提供しない」と取引先との契約書に明記

○「視認性の確保」に資する対策【 C. ③ 】

- 金型やプレス機のある現場には「立入禁止」、「撮影禁止」等の掲示

・自社と同レベルで取引先の情報管理を行うことで取引先からの信頼が向上

・業績にも好影響



ノウハウの見える化・ビッグデータの集積で知識集約型企业へ

概要

修理前よりも能率が向上すると評判の企業。社長自らが経営理念として「**知識集約型**」を掲げる。各工場を訪問し散在する**プレス機械のカatalog・図面データ**を、点検時に**経年劣化した機械の現状データ**を、**修理時に作業データを収集・蓄積**。このデータを活用し、**唯一無二のサービス**を実現。また、**社員の現場での工夫を作業マニュアル化**し、社内でも共有。その際、**工夫を提案した社員の名前を明記・登録**し、「**自分も会社の知的財産を作り出している**」と従業員に**当事者意識が芽生え、やる気も向上**。

具体策

○保有する情報の洗い出し【 A 】

- 市場製品のカatalogデータ（4000機種以上）を収集・利用し、経年劣化した機械の現状データ・**修理ノウハウを独自に文章化して、知的資産として共有**

○信頼関係の維持・向上等【 C. ⑤ 】

- **経営者自ら**が「**社員の知恵が我が社の財産**」と内外に発信
- 作業ノウハウを文章化する際、アイデアを提案した**社員名を明記・登録**

- ・従業員やる気、当事者意識向上
- ・同業他社への転職者無し
- ・顧客満足、信頼向上
- ・メンテサービスの海外展開を実現



厳格な情報管理と作業の見える化で顧客の信頼向上、高付加価値サービスを実現

概要

蓄積した製品・作業のデータを活用し、通常では繊維を傷めるため水洗浄ができず水溶性の汚れを落とせない衣類の水洗浄を可能とする技術（特許技術とノウハウで管理）を生み出した。この技術と、データベースによる徹底した顧客管理・接客で、顧客ニーズに対応した世界唯一のケアメンテというクリーニングとは異なるサービスを実現。

具体策

- 保有する情報の洗い出し【 A 】
 - ー 取り扱った衣類の素材、ブランド、洗浄方法を全てデータ化
- 「接近の制御」に資する対策【 C. ① 】
 - ー 従業員ごとにアクセスできるデータを管理・制限
 - ー 従業員ごとに毎日更新されるパスワードを付与
 - ー 作業で使用する溶剤の性質等は従業員にも非開示
- 「持出し困難化」に資する対策【 C. ② 】
 - ー 作業場への携帯電話の持込み禁止
- 「視認性の確保」に資する対策【 C. ③ 】
 - ー 全ての作業工程をカメラで撮影・録画
- 信頼関係の維持・向上等【 C. ⑤ 】
 - ー 作業スキルを見える化。技能認定&昇給でやる気向上

- ・顧客の信頼向上
- ・高価格でも、満足度の高いサービスを提供
- ・従業員のやる気向上
- ・作業の録画を、クレーム対応(従業員保護)、従業員自身でのスキルチェックに活用



ご静聴ありがとうございました。

「平成27年不正競争防止法の改正概要資料」や、
「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」
は、経済産業省のサイトからダウンロードできます。

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>



営業秘密

検索

